

# 人権方針

## 1. 背景

バリュエンスグループは「らしく、生きる。」というミッションに基づき、私たちに携わるあらゆる方、一人ひとりの人生を変える価値を提供する企業として、株主の皆様をはじめ、お客様、取引先、従業員ひいては社会全体との共栄及び当社の持続的な成長と企業価値の最大化を目指しております。人権の尊重は事業活動における最も重要で基本的な要件であり、私たちはその実践に向けて「人権方針」を制定します。本方針及び、推進については当社グループのサステナビリティを推進・管掌する取締役が委員長を務める ESG 推進委員会が監督します。また本方針は、事業活動の変化やステークホルダーの要請など外部ビジネス環境の変化に応じて、改定を行うことがあります。

## 2. 方針の適用範囲

バリュエンスグループのすべての役職員（契約社員・派遣社員を含む。）  
ビジネスパートナーやその他関係者

## 3. 参照した国際規範

世界人権宣言  
労働における基本的原則及び権利に関する ILO 宣言  
ビジネスと人権に関する指導原則

## 4. バリュエンスグループの役職員に対して

バリュエンスグループでは、差別や人権侵害を行うことなく、互いを尊重し、多様な価値観を認め合い、グループ役職員の基本的人権を尊重します。雇用における機会均等と適正な職場環境の整備に注意を払うとともに、人種、宗教、年齢、性別、国籍、障がい、性的指向、性自認等による差別やセクシュアルハラスメントやパワーハラスメント等のハラスメント行為、現代奴隷や人身売買、強制労働、児童労働等の人権侵害を行わず、その遵守を徹底しています。また、バリュエンスグループは、結社の自由と団体交渉権を支持します。

その他、ハラスメントや人権に関する相談窓口を設け、不当な差別や嫌がらせのない、健康的で安全かつ開かれた職場環境を追求します。また、定期的に研修や意識調査を実施し、社員一人ひとりの人権に関する啓発活動を継続します。

## 5. ビジネスパートナーの皆様に対して

バリュエンスグループはビジネスパートナーに対しても、公正な倫理基準を求めます。人権侵害が疑われる事象を特定した場合は、バリュエンスグループとして、ビジネスパートナーに対しても人権侵害の是正を働きかけます。

## 6. 改善・救済

バリュエンスグループは、通報者が特定されないよう配慮された「内部通報窓口」を通じて、当社が定めた社外弁護士を含む通報受領者に直接相談することができる体制を取っており、人権に対する負の影響の救済と是正に適切に取り組みます。

## 7. オープンなコミュニケーション

バリュエンスグループでは、ビジネスを通じたいかなる人権侵害も行わないよう、人権問題を専門とする弁護士等の有識者との建設的な対話を継続的に実施し、アドバイスを受けています。

2021年8月26日制定